

議案第 89 号

世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 28 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 基金の用途及び対象者を拡大する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金条例の一部を改正する条例

世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金条例（平成28年3月世田谷区条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例

第1条を次のように改める。

（設置の目的）

第1条 次に掲げる者の社会的自立に向け、区がこれらの者に対し、大学等への進学後の学費並びに就労に係る技能の習得及び生活の安定のために必要となる費用の助成を行う資金とするため、世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第41条に規定する児童養護施設又は法第44条に規定する児童自立支援施設を退所した者（法第31条第2項の規定によりこれらの施設に引き続き入所している者を含む。）
- (2) 法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は法第6条の4に規定する里親（以下「里親等」という。）への委託の措置を解除された者（法第31条第2項の規定により里親等に引き続き委託されている者を含む。）
- (3) 自立援助ホーム（法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う施設をいう。）に入所している者又は退所した者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めた者

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。